

緒 言

第一 標準商品分類作成要旨

我が國には生産、貿易等について、商品分類にした統計は明治の初め頃からある、然しこれらは何れも全分野に互つていない、而かも統一性がないので、彼此比較研究する上に、多大の不便があつた。

たまたま 1950 年センサスの実施を機会に、進駐軍から我が國の商品分類を作成するよとの勧告に接し、このため米國から専門家を派遣して指導を受けることになつたので、統計委員會の下に設置された 1950 年センサス中央計畫委員會の中に、商品分類専門部會を設けて、その作成に當ることになつた。

商品分類専門部會運営要領

- 一、目的 商品分類専門部會は 1950 年センサス中央計畫委員會の構成及び運営要領に準據して、標準的商品分類を作成し、以て國際比較を可能ならしめると共に、我が國各機關の調査統計資料相互間に、統一性と比較性とを附與することを目的とする。
- 二、構成 本部會は委員會と小委員會との二つに分ける。
- 三、委員會 委員會は關係官廳の職員及び民間専門家の中から選任された専門技術委員を以て構成する。委員會は委員の互選により委員長を選擧する。
委員長は委員の中から副委員長及び各小委員會の主査を委囑する。
委員長、副委員長及び關係委員は隨時小委員會に出席して、小委員會委員と共に、商品分類原案を作成する。
委員會は小委員會の綜合調整に當る外、各小委員會より提出された商品分類原案を審査し、その成案を 1950 年センサス中央計畫委員會に提出する。

委 員 (1949 年 10 月現在)

委員長	森 數 樹	統計委員會委員
副委員長	武 内 信 男	通商産業大臣官房調査統計部基本統計課長
委 員	久 我 通 武	農林省、農業改良局統計調査部統計課長
"	横 山 辰 夫	" 企畫課事務官
"	石 田 正	大藏省大臣官房調査部長
"	慶 松 一 郎	厚生省藥務局長
"	權 田 良 彦	運輸省官房企畫課長
"	森 直 治	電氣通信省經理局統計課長

"	足立 英夫	通商産業大臣官房調査統計部化學統計課長
"	管谷 靖	商工省調査統計部機械統計課長(1948年6月~1948年8月)
"	飯島 敏郎	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課長(1948年9月以降)
"	小 林 正	" 纖維統計課長
"	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長(1948年6月~1949年5月)
"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長(1949年8月以降)
"	吉田 半右衛門	資源廳長官官房統計課長
"	福 田 進	特許廳分類審査室長
幹 事	日野源四郎	統計委員會事務局事務官
"	水 沼 登	"
"	金 巻 晴雄	通商産業大臣官房課査統計部技官
"	川 井 利長	通商産業大臣官房調査統計部技官

四、小委員會 小委員會は次の二十七小委員會を以て構成し、委員會指示の方針に基き、各所管商品につき、商品分類原案に関する細目の作成を行い、これを委員會に提出する。

小委員會主査及び小委員(1949年10月現在)

第1小委員會;	主要農産品	主 査	小林 幸平	農林省, 農政局, 農産課, 技官
第2小委員會;	特殊農産品	主 査	加藤 要	農林省, 農政局, 特産課, 技官
第3小委員會;	木材, 薪炭	主 査	内藤 旭	林野廳, 林産課, 技官
第4小委員會;	特殊林産品	主 査	片山 佐又	林野廳, 特産課, 技官
第5小委員會;	水産品及び 漁具	主 査	中村 健	水産廳, 資料課, 技官
第6小委員會;	畜 産 品	主 査	平澤 眞幸	畜産局, 生産課, 技官
第7小委員會;	農 器 具	主 査	鈴木 茂	農林省, 農政局, 資材課, 技官
第8小委員會;	加工食料品	主 査	吉田 豊	食糧廳, 工業食品課, 技官
		小委員	明石 典郎	" "
第9小委員會;	鑛 産 品	主 査	下橋 貫一	資源廳, 長官官房, 統計課, 技官
		小委員	大岩 泰	"
第10小委員會;	金 屬	主 査	下橋 貫一	"
		小委員	福田 久光	"
		"	伊藤 弘	"
		"	伊藤 周一	"
		"	北原 雄二	"
		"	所田 信一	" 事務官

第11小委員會; 機械器具	主 查	管 谷 靖	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課長 (1948年6月~1948年8月)
	"	飯島 敏郎	" (1948年9月以降)
	小委員	橋本 昭一	" 機械統計課, 技官
第12小委員會; 化學藥品	主 查	足立 英夫	" 化學統計課長
	小委員	殿木 義三	" 化學統計課, 技官
第13小委員會; 窯業製品	主 查	足立 英夫	" 化學統計課長
	小委員	殿木 義三	" 化學統計課, 技官
第14小委員會; 纖維及び織 維製品	主 查	小 林 正	" 纖維統計課長
	小委員	半田 惠一	" 纖維統計課, 技官
第15小委員會; パルプ, 紙 及び紙製品	主 查	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長 (1948年5月~1949年5月)
	主 查	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年8月以降)
	小委員	金井 二郎	雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"
	"	菊池 哲隆	" 雜貨統計課, 技官
	"	堀田 長八	通商産業省通商雜貨局紙業課, 技官
第16小委員會; 皮革及び皮 革製品	主 查	室田 秀則	商工省, 調査統計部生活物資統計課長 (1948年6月~1949年5月)
	"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年8月以降)
	小委員	金井 二郎	" 雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"
	"	中村 明幸	"
	"	宮村 信行	皮革産業中央會涉外課長
第17小委員會; ゴム及びゴ ム製品	主 查	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長 (1948年6月~1949年5月)
	"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年6月以降)
	小委員	金井 二郎	" 雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"
	"	荒川 英雄	"
第18小委員會; 建 材	主 查	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長 (1948年6月~1949年5月)
	"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年6月以降)

	小委員	金井 二郎	"	雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"	
	"	山本源一郎	通商産業省通商雜貨局建材課, 技官	
	"	千田 富考	"	
第19小委員會; 木製品	主査	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長 (1948年6月~1949年5月)	
	"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年6月以降)	
	小委員	金井 二郎	"	雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"	
	"	藤田 彰斤	通商産業省通商雜貨局木製品課, 技官	
	"	池田 俊夫	"	事務官
第20小委員會; 日用品	主査	室田 秀則	商工省調査統計部生活物資統計課長 (1948年6月~1949年5月)	
	"	田中 幸雄	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (1949年6月以降)	
	小委員	金井 二郎	"	雜貨統計課, 事務官
	"	大濱 小雄	"	
	"	宮坂 徳三	通商産業省通商雜貨局日用品課, 技官	
第21小委員會; 鐵道輸送設備	主査	遼藤 英男	運輸大臣官房企畫課, 事務官	
	小委員	齋藤 薫治	"	
	"	藤井 英芝	運輸省鐵道監督局總務課, 事務官	
	"	泉 清雄	運輸省自動車局總務課, 事務官	
	"	淺井 章	日本國有鐵道經理局統計課, 職員	
第22小委員會; 船舶	主査	鎌瀬 正己	運輸省海運局, 海運調整部調査課, 事務官	
	小委員	羽賀 弘安	運輸省船舶局, 船舶主材課, 技官	
第23小委員會; 通信機械器具	主査	森 直治	電氣通信省經理局統計課長	
	小委員	森 元 和	電氣通信省施設局施設部, 技官	
	"	川野邊富次	電氣通信省業務局周知調査部, 事務官	
	"	加藤 要助	電氣通信省經理局統計課, 事務官	
第24小委員會; 醫藥品	主査	奥富 康雄	厚生省藥務局監視課, 技官	
第25小委員會; 醫療機械器具	主査	水野 達夫	厚生省藥事局藥事課, 技官	
第26小委員會; 酒精飲料品	主査	山本菊一郎	國稅廳關稅部酒稅課長	
第27小委員會; 煙草	主査	三枝 正勝	日本專賣公社總務局總務課長	
非商品部門別小委員		三輪 包信	日本商工會議所	

林田 平治	〃
門司 正信	商工組合中央金庫
原田 正大	〃
稲川 宮雄	〃
相原 喜夫	大蔵省大臣官房調査部，技官
木谷 忠義	大蔵省主税局關稅調査課，技官
柏木 芝利	〃
栗原淺五郎	〃
岩岡 明藏	日本國有鐵道業務局貨物課，職員
片山伊與吉	〃
山口 浪藏	〃
岩倉 武嗣	文部省調査局統計課長（1948年6月～12月）
川田 正齋	文部省教育施設局資材第三課長
武田 新	特別調達廳技術局企畫部需品積算課長
柳澤 貞次	特別調達廳促進局生産促進部建材課長

以上の組織によつて、昭和 23 年 6 月下旬商品分類の専門家である米國セントオラフ大學社會經濟學部長テイルマン、エム、ソギー博士の來朝を得て、その指導の下に同年 9 月日米共同作成の我が國標準商品分類草案を得た。よつてこれを日米兩文の印刷物にして、それぞれ廣く關係機關に配布して意見を求め、他方實地調査又は試験調査にこれを用いて、必要な改修を行うこととなつた。

この主旨に基いて、とりあえず通商産業省では、1948 年及び 1949 年の二回に亘つて、工業調査にこの原則になる商品分類を試用した。

幸にも 1949 年 7 月ソギー博士は日本標準商品分類及び日本標準産業分類並びに國勢調査に用いる産業分類を確定するために總司令部の顧問として再び來朝されたので、約 1 ケ年の研究及び試用の結果による改正意見を中心に、再び研究を重ね、1949 年 11 月に最終の確定を見たのが、この分類である。

第二 商品の範圍

本分類で取扱う商品は、價值ある有體的商品の全體である。従つて土地、家屋、立木、地下資源等は含まれないが、組立て家屋、古董品、屑物業者の取扱う屑物等は含まれる。

第三 分類の原則

戦後統計の發達と實用化に伴つて、商品に関する統計資料の分類及び表章についての標準化の必要を痛感するに至つた。

現在我が國に於て商品分類に関する統計は隨分澤山ある。農業、鑛業、工業等の生産統計は商品

別統計が中心である。貿易統計にしても商品別の輸出入統計が中心である。貨物の輸送統計にしても又生計調査にしても商品別の統計が重要である。然しこれらの商品分類の間には、統一性がなく彼此関連利用する上に多大の不便があつた。若しこれが同一原則に基く體系によつて表章されることになれば、その價值は計り知れないといつても過言ではない。殊に國際性の強い統計にあつては國內諸統計の比較ができるばかりでなく、國際的に比較できることが望ましい。この意味に於て我が國の標準商品分類を作成するに當つて採用した體系と項目とは、差支えない限り米國及び國際連合のそれぞれの標準分類によることにした。従つて從來の我が國の統計との比較に於ては、若干の犠牲を拂わなければならない。劃期的な改革である。しかしながら我が國には我が國のもつ特性があるので、この點充分注意を拂う必要がある。即ち我が國としては餘り重要でない商品であつても、國際的に重要なものは、分類項目を設置する一方、國際的には餘り重要でなくとも、我が國にとつて重要なものは、たとひ國際分類にはその分類項目が設置されてなくとも、我が分類にはこれを考慮したのである。

従つてこの分類がそのままいずれの調査にも用いられなければならないものではない。しかしいずれの調査に用いられる商品分類であつても、適當に取捨選擇すれば、本分類と比較對照し得るものでなければならないのである。

本分類は標準的分類であるから、商品の全分野に互つている。この點從來の我が國のどの商品分類にも見られなかつた點である。そしてこれは四段階までの區分に止めてある。國際連合勸奨の分類にしても、米國の分類にしても遙かにこれよりも精しく、中には十數段階までに掘り下げたものがある。それでも尙個々の商品分類ではなく、商品集團を示すに過ぎない、況んや本分類にあつてはどの項目も個々の商品を示してはいない。本分類の目的は全商品を洩れなく何れかの項目に編入し得るように作成することである。

分類の最大要因は商品を類似性によつて一括し、索引に便利であるように配列することである。

これが爲類似商品をまとめる方法としては

1. 商品の素因
2. 商品の材料
3. 商品の用途
4. 商品の製法

等が考えられる。どの一つの方法のみによつても望ましい分類は得られないから、必要に応じてこれを混用した。

例えば食料品に付ては大體素因で分類し、基礎資材に付ては材料によつて分類するが如くである。元來統計上の分類はその原理自體が重要であるというよりも、使い易い意味のある統計を得る便宜な手段である。従つて必要に応じて上記の分類基準をまちまちに使用したが、出來得る限り材料別にも、用途別にも編成し得るように努めた。

第四 分類の構成

本分類は先ず六個の大分類に区分した。それを更に八十七個の中分類に区分し、これを示すに項目の名稱の前に、二桁よりなる数字符號を附した。従つてこの番號を讀めば、大體何れの大分類に屬するかがわかると同時に、中分類の位置もわかるように仕組んである。

更に各中分類を十個未満の小分類に区分し、0より9までの一桁の數字を追加して、三桁の數字符號を附した。又各小分類は更に十個未満の項目に細分して、0より9までの一桁の數字を追加して、四桁の數字符號を附して細分類項目を編成した。いわゆる十進分類法によつて構成されてある。將來改修する場合には、全體系をこわさずに必要な部分のみの改訂に止まり、便利であるとともに、機械集計にも能率的である。

茲に注意すべきは小分類及び細分類を示す末端の數字に於ける9の意味である。或る項目に屬する商品のうち、三種のものを取り出して各項目を設け、殘餘の商品を一括表章する場合には、その項目を示す數字として1, 2, 3, 4とせず、1, 2, 3, 9として最後の項目は其の他又は雜の意味であることを9で表わしてあることである。これは將來この雜の中から、若干の項目を新設する場合に、他に影響なく改訂し得る便がある。勿論九個の項目に区分して、雜の意味をもたない場合にも9の數字を用いるから、9には二通りの意味のあることを銘記されたい。

例えば

022	未加工乳
0221	牛乳
0222	山羊乳
0223	羊乳
0229	其の他の未加工乳

*om → 0229
originary*

の如く、牛、山羊、羊の乳を取り出してある場合に、其の他を示すに番號をとばして9としてある。若し馬乳を取り出したいときには、0224 馬乳として新設し、0229 はそのまま其の他の未加工乳として差支えないのである。

本分類は四桁までの分類に止めてあるが、必要によつては更に幾桁までも細かい分類に發展して用いて差支えない。そのときに注意すべきは、一段階細かくしてゆくには、必ず唯一つの基準のみによつて、掘り下げるべきであつて、同時に二つ以上の基準を用いないことである。

例えば

021	殻付の鳥卵
0211	食用卵
0212	種卵

があつて、これから雞と其の他の鳥並びに雞の種別の商品が必要である場合には、先ず五桁で雞と其の他の鳥に分け、六桁で雞をレグホンと其の他に分けるようにすべきであつて、項目數に餘裕があるからといつて、一時にこの二つの基準を用いて分類項目を設置してはならない。

次の例を参照されたい。

021	殻付の鳥卵
0211	食用卵
02111	鶏の食用卵
021111	レグホンの食用卵
021112	チャボの食用卵
021119	その他の鶏の食用卵
02119	その他の鳥の食用卵
021199	その他の鳥の食用卵

次に部分品に関する商品に付てである。機械等になると、部分品が商品として重要になつてくるので、これを一括して一項目とし、特定の位置を與えることにした。即ち末端数字符號が8の所にこれを配列することにした。然し餘り重要でない部分品に付ては、一項目を設けず、完成品の所に一括編入させることにした。

又新古の區分が重要なこともあろう。本分類では一括してあるから、この爲には五桁の分類によつて、これを區分することができる。但し本來の價値を失ひ、古物として屑物業者によつて取扱われる商品に付ては、第4大分類が設けてある。

第五 大分類の説明

本分類は次の六個の大分類に分けてある。

第1, 粗製材料; 本分類には動物、植物及び礦物等の素材が包含されている。それであるから動植礦であつても、何等か處理されたものは、本分類に含まれない。

第2, 加工基礎資材; 本分類には同じ資材であつても、若干加工された半完成品を一括したもので更に製造又は建設の爲に使用されるものを包含している。

第3, 最終製造品; 本分類にはそのまま使用に堪えるように完全に製造されたものを包含している。

第4, 廢棄物及び屑物; 本分類には屑物業者によつて、屑物の値段で一般に賣買されるものだけを包含している。

第5, 古董品(異常價値のもの); 本分類には、書畫、古董、蒐集家の集めるもの等一般價値でないものを包含している。

第6, 分類不能その他; 本分類には調査不備の爲商品の判斷ができないものを包含している。尙特殊の目的の爲に、ここでいう商品以外のものを、追加挿入する場合にも用いられる。

例えば原棉は第1大分類に屬し、綿布は第2に屬し、綿製衣服は第3に、綿紡績の屑は第4に、綿織物の特殊技術になる古くて古董價値を有するものは(例えば古くて破損してない黄八丈)第5に屬するが如くである。